

## 特別養護老人ホームにおける医療的ケア対応促進事業実施要綱

7福祉高施第2261号  
令和8年3月23日

### (目的)

- 1 本事業は、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）において、医療的ケアが必要な要介護者の受入体制整備や受入実績に応じた支援等を行うことにより、医療的ケアへの対応促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

- 2 本事業の実施主体は、東京都とする。  
ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる機関に委託することができるものとする。

### (事業内容)

- 3 本事業は、医療的ケアが必要な要介護者の受入れを行う特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）に対し、受入体制の整備、新規受入れ及び医療的ケアのスキル向上の取組を支援するものとする。

### (対象施設)

- 4 本事業の対象施設は、当該年度の1月1日までに法人が設置する定員30人以上の特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）であって、都内に所在する施設とする。ただし、地方公共団体が国庫補助金若しくは国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備した特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）は除く。  
また、従来型施設とユニット型施設が同一建物内にあり経営資源を共有している場合は、実態として一体として使用されているものとみなし、両定員を合算した1施設として扱う。

### (秘密の保持)

- 5 本事業に関わる関係者は、業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### (その他)

- 6 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。